

平成 25 年 (ワ) 第 443 号 退職金請求事件

原 告 豊島 耕一 外 1 名

被 告 国立大学法人佐賀大学

準備書面 (6)

平成 28 年 2 月 17 日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 東 島 浩 幸

同 桑 原 健

同 梶 原 恒 夫

同 八 木 大 和

原告らは、平成 28 年 2 月 12 日付け根本公認会計士の反論意見書（甲第 36 号証）に基づき、被告準備書面（7）における財務面の主張（同 7 頁～19 頁）に対し、以下のとおり反論する。

第 1 損益計算書の評価について

1 附属病院以外について

- (1) 被告は、平成 22 年の業務損益 5 億 9 千万円は一時的なものであり、平成 23、24 年度は利益が 1 億円にも達していないことを理由に、退職金補て

ん原資年2億円の確保は困難と主張する。

しかし、平成22年度の利益が一時的とする根拠である次年度以降のプロジェクト準備等は、大学の研究教育を使命とし中期計画に基づいて執行する国立大学法人においては通常に発生する事象である。プロジェクト準備の時期と実行時期等で利益が変動することは当然あるが、だからこそそうした影響を平準化するため中期計画期間の利益の平均値で財政運営成績を評価するのである。それを準備の時期（利益の大きい時期）だけ除外しては正確な評価はできない。

(2) 被告は、原告が平成21年度及び平成24年度の業務損益を除外して被告の業務損益の平均値（年2.7億円）を算出したことを批判する。とくに平成24年度の除外理由の一部（入金した一般運営費交付金のうち2226百万円について業務達成基準等を適用して収益計上せず、…繰り越し後年度で収益計上を予定している）について、収益だけでなく費用も繰り延べられているにすぎないから、除外する理由にはならないと主張する。

しかし、運営費交付金債務2226百万円の繰り延べは、いわば次年度以降に収益を引き継ぐものであり、次年度以降に2226百万円の費用の支出が当然に予定されているものではない。例えば、運営費交付金の対象となるプログラム等の費用は、厳密に運営費交付金のみから支出されるものではなく、授業料収入等からも賄われることもある。反対に、プログラムに従事する者的人件費等は、当該プログラムへの関与に応じて、運営費交付金から賄われることもある。要するに、交付金等の収益とプロジェクト費用支出は同額ではなく、両者の間には当然差異が生じる。繰り延べられた運営費交付金債務が、他の収益費用に全く影響を与えず、次年度以降、収益、費用同額で計上するかのような被告の主張は、会計処理の実務からかけ離れており、かつ、裁判所への誤解を誘発しかねない点で、不当である。

また、平成24年度の運営費交付金債務2226百万円計上の影響は、以下のとおり、損益計算書科目の運営費交付金収益の増減に表れ、その結果が

利益に反映している。

(法人全体)	23年度	24年度	増減（百万円）
運営費交付金収益	10314	8463	-1851
経常利益	2376	1281	-1095
(附属病院)			
運営費交付金収益	2247	880	-1367
業務損益（経常利益）	2329	1187	-1142
(附属病院以外)			
運営費交付金収益	8067	7583	-484
業務損益（経常利益）	47	94	+47

このように、平成24年度は多額の運営費交付金の計上の影響が収益や利益の減少に表れている。被告の収益を正確に把握するうえで、かかる特殊な処理を行った年度は除外して考えなければならない。

したがって、根本意見書に基づく計算に不当な点は何ら存しない。

2 法人全体について

- (1) 平成20年から平成24年までの被告の純利益は、被告が指摘するとおり、年11億～32億円である。原告は、従前の主張を訂正する。
- (2) 被告は、附属病院の再整備事業が一時的なものではなく、また、再整備事業のための目的積立金は平成27年度末には全て支出され、さらに28年度以降必要となることから、退職金補てん原資の確保は困難だと主張する。

しかし、被告の純利益は、平成25年度では赤字であったものの、平成26年度には5億7千万円強の黒字となっている。平成25年度の収益減・経費増が一時的なものであったことが窺える。(なお、被告の収益減・経費増は平成26年度まで影響はあったものと思われるることを付言しておく。)

なお、被告は、平成26年度の純利益の黒字について、利益処分での目的積立金の積立が0円で現金の裏付けがなく実質的な剰余金は発生しなかったなどと主張しているが、損益計算書上の利益に対して資金の裏付けが「ある」

「ない」で区別することは、決算書の仕組を理解していない誤った考え方である。資金の有無はキャッシュフロー計算書により検討すれば足りる。

(3) 被告の純利益は、附属病院の再整備事業という特殊要因のあった平成25年度を除けば、平成22年度から平成26年度にかけて約5億7千万円～約32億円で推移している。よって、被告が退職金補てん原資を確保しうる収益力を有していることは明白である。

第2 貸借対照表の評価について

1 被告は、従来のとおり、平成25年度末の期末資金については既に費消使途が定められているものであり、現預金が多額にあり自己資本比率が高いとしても退職金支出原資の捻出は困難と主張する。

しかし、原告準備書面3（6～8頁目）で述べたとおり、これは誤った認識に基づく主張である。原告が述べた主張の骨子は以下のとおりである。

ア 資金につき流動負債を控除するならば、控除対象資産は現預金でなく流動資産全体であり、その差額は44億円ある。仮に流動負債全部が使途ありとしても44億円余る。

イ 未払金残高は毎期残存しており資金支出は平準化するので、現実には資金減少要因とはならない。

ウ 流動負債の中には次年度以降資金支出の生じないものが4454百万円含まれている。

エ 目的積立金は退職金支出を補てんすることが可能である。

2 被告は、上記ア及び同イについては特に反論せず、上記ウ及び同エの主張に対し、以下の点（オ～キ）を挙げて「誤り」とあると主張する。

オ 運営費交付金債務、寄付金債務、前受金について次年度以降収益化と同時に同額の資金支出が生ずる。

カ 預り研究費は収益化される訳ではない。

キ 目的積立金の退職手当への使用は法的には可能であるが、現時点では費消

できず、また強制されるべきではない。

3 これに対する原告の反論は以下のとおりである。

(1) 上記オ（運営費交付金債務、寄付金債務、前受金）について

上記運営費交付金債務、寄付金、前受金（以下「運営費交付金債務等」という）については、次年度以降に収益化される。合わせてその受領目的に沿って人件費、物件費等が支出されることになる。

しかし、この2つの会計処理はそれぞれ別個に行われる。収益の計上と費用支出処理は、それが機械的に同額支出されるものではなく、実質上運営費交付金債務等の対象ではない通常の各種支出と混然一体となっている支出されるものである。すなわち、単純に運営費交付金債務等が次年度以降支出されるわけではない。

例えば、運営費交付金の対象となるプログラムについて、当該プログラムに関する費用は単純に運営費交付金で賄われる訳では無く、授業料等法人の自己収入と合わせて賄われることが多い。その際には、当然、交付金等の収益とプロジェクト費用支出との差異は生じる。

また、プロジェクトの固有の費用以外にも、研究者的人件費など全体の業務費から按分計算される共通費用を運営費交付金債務の対象に含むこともある。プロジェクト等が大学の通常の研究教育活動の一環として行われ、その実施主体も既存の大学研究者等であることからいって当然である。そして、この按分計算の結果としてプロジェクト等の費用支出とに実質上の差異が生じる。

したがって、機械的に、繰り延べられた運営費交付金債務は、次年度以降収益と同額で支出されるかのような主張は誤りである。

(2) 上記カ（預り研究費等）について

預り研究費等が次年度以降収益化されるとの原告の主張は、被告の主張のとおり誤りであるため、訂正する。ただし、この金額は4454百万円中89百万円とわずかであり、また、一部（事務間接費部分）は収益化されるこ

とから、原告の従前の主張に基本的に影響しない。

(3) 上記キ（目的積立金）について

目的積立金について、損失が計上された場合に充当することが法令上可能であることは、被告も認めているとおりである。

4 以上のとおり、被告の反論のほとんどは的外れなものである。

これまでにも述べてきたとおり、被告の貸借対照表によると、被告の自己資本比率が高いことは明らかであり、被告の財政状態が安定していることも明らかである。被告の貸借対照表に照らし、年間2億4000万円の退職金支払原資の捻出に何ら支障はない。

第3 キャッシュフロー計算書の評価について

1 被告は、平成24年度まではキャッシュフローが安定していることを認めた上で、その要因は附属病院再整備に向けて緊縮的な運営を行った結果であり、平成25年度以降は、甲26号証に基づく計算方法（業務キャッシュフロー－更新投資額－借入金返済額）で平成25年度－3311百万円、平成26年度－594百万円となっており、キャッシュフローが不安定であると主張する。

しかし、被告の平成25年度以降の評価は誤っている。

2 第一に、大規模投資に向けてそれ以外の年度で財政的準備をすることは、国立大学法人以外も含めた組織一般が行う財政行動である。組織の資金確保能力はそうした準備期に表れるのであり、それが該当組織における財政の「実力」である。また、仮に緊縮的運営により特別に業務キャッシュフローが確保されたのであれば、その具体的施策（例えば特別な寄付金の募集や特別な業務費の削減等）を示さねばならず、抽象的に「緊縮的」と述べても説得力はない。

3 第二に、甲26号証で示した考え方を機械的に当てはめても、平成25、26年度のキャッシュフローの安定状況を示すことにはならない。

以下は、被告が準備書面7（17頁）において示した計算結果である（なお、平成20年度～平成24年度については平均値で記す。）

	H20～24 年度	H25 年度	H26 年度	(百万円)
業務キャッシュフロー	4424	3490	3497	
更新投資*1	1924	5679	3071	
<u>借入返済*2</u>	<u>1244</u>	<u>1122</u>	<u>1020</u>	
差 引	6274	-3311	-594	

*1 純投資総額の 70%で算定、なお、平成 20、23 年度は総額が少ないとめ 100%で算定

*2 センタ-債務返済+リース債務返済+長期借入金返済で算定

この点、更新投資は毎期経常的に発生する投資であるから毎年の変動は小さいはずであるのに、平成 25、26 年度の更新投資はそれ以前の数値と比べて大幅に増額している（特に平成 25 年度はそれまでの約 3 倍になっている）。これは、平成 25、26 年度の附属病院再整備事業の投資が大きく膨らんでいるのもかかわらず、機械的に総投資額の 70 %を乗じて更新投資額を算定したためである。被告の主張はまやかしであり、不当な主張といわざるをえない。

仮に、平成 20～24 年度並みの更新投資額とした場合、平成 25、26 年度はともにプラスとなり、両年度とも退職金補てん原資は確保できる結果となる。

なお、平成 25、26 年度の業務キャッシュフローはそれ以前と比べて減少しているが、附属病院再整備事業の中で病棟の一部休止等が行われたことによるものであり、一時的なものにすぎない。

第 4 平成 26 事業年度財務諸表等（平成 26 年度決算状況）について

1 損益計算書について

被告は、当期総利益は 643 百万円であるが、①現金の裏付けのある剰余金はない、②平成 22～24 年度の当期総利益水準（1299 百万円～3207 百万円）には遠く及ばないなどと主張する。

しかし、損益計算書上の利益に現金の裏付けの有無を区別する意味はなく、現金の有無はキャッシュフロー計算書に基づき主張すべきである。また、平成

25、26年度において利益水準、利益率が低下したのは基本的に附属病院再整備事業による収益減、費用増の影響であり、被告の経常的な収益力が低下したとはいえない。事業終了後には大規模投資による償却費負担増を除けば回復していくものと予想されるものである。

よって、平成26年度の損益計算書を検討しても、被告の収益力は変わっていないことは明らかである。

2 貸借対照表について

被告の自己資本比率が高い状態であることに変わりはない。

3 キャッシュフロー計算書について

前記「第3」で述べたとおり、業務キャッシュフローは若干減少しているものの、更新投資額を考慮しても退職金補てん原資の確保に問題はない。

4 小括

したがって、平成26年度の決算状況に照らして、退職金補てん原資の確保は十分に可能である。

第5 結語

被告は、資金は使途が決められているものであり、自由に使用することが可能なものではない旨主張する。しかし、資金は現実にあるのであり、被告の財政運営上退職金補てん原資に窮することは考えられない。

以上